

周南公立大学大学案内作成業務委託  
仕様書

周南公立大学  
学生支援部入試課

## 周南公立大学大学案内作成業務委託仕様書

### 業務名

周南公立大学大学案内作成業務

#### 1 業務の背景と目的

周南公立大学(以下「本学」という。)は令和4年4月に公立大学として新たに開学した地域貢献型大学である。大学案内は主に高校生に配布されるのものであり、進学先を検討するにあたり本学の情報・魅力について理解を深めていただくために作成するものである。

#### 2 業務期間

契約締結日の翌日から、令和11年度版大学案内作成完了(令和10年5月末頃)まで

《制作回数と各履行期間》

制作1回目: 契約締結の日 から 令和8年5月31日 まで

制作2回目: 令和8年6月1日 から 令和9年5月31日 まで

制作3回目: 令和9年6月1日 から 令和10年5月31日 まで

#### 3 委託業務の内容

本学の令和9～令和11年度版大学案内を発行するための企画、制作、印刷に係るすべての業務を負うものとする。

##### (1) 企画・デザイン

「1 業務の背景と目的」に掲げる目的を達成し、本学の魅力と情報を効果的に情報発信する大学案内を企画・提案することとする。

##### ① 設計及びデザイン

ア 本学の魅力と情報を発信し、受験生、高校生、保護者、高校教員への理解を深めるものであること。

イ 本学の理念に調和し、閲覧者に親しみやすい、かつイメージ向上に寄与するデザインとすること。

ウ デザインを作成する上で必要な画像、アイコン等は全て受託者が用意すること。必要があれば、本学が所蔵する写真等を提供するものとする。

##### ② コンテンツの内容・構成

ア コンテンツは、巻末の「周南公立大学大学案内構成項目(案)」(以下「構成案」という。)を参考にすることとするが、提案を踏まえて変更することがある。必要に応じて内容、構成についての提案を行うこと。

イ 本学の情報をわかりやすく発信するとともに、本学の魅力を効果的に伝えるデザインや表現を盛り込むこと。

ウ ページ数は現状の50ページ程度を目安としたうえで、コンテンツの構成に応じて適切なページ数とすること。

エ 閲覧者が読みやすいことを意識し、情報過多にならないこと。

##### (2) 取材・写真撮影

##### ①取材

・本学が選出した対象者について、インタビュー、写真撮影を行い、原稿を作成すること。

- ・インタビューに際しては、事前の質問項目などを用意し、本学の魅力を伝えるとともに、対象者の声を効果的に引き出せるようなインタビューとなることに努めること。

## ②写真撮影

- ・人物撮影の際には、大学案内の他、大学ホームページやその他の媒体にも使用することの了承を得ておくこと。
- ・デザインを充実させるために、指定した授業、教職員、キャンパス等の写真撮影を行うこと。
- ・必要に応じて、過去の活動等の写真を本学から提供する。

## (3) 制作・編集

- ・「構成案」をもとに、本学担当者と調整の上、ページレイアウト及びデザイン等を行うこと。
- ・各関係者へのインタビュー、本学から提供した情報を元に、専門知識のない読者にも伝わりやすい表現やデザインについて積極的に提案を行うこと。
- ・表現の伝わりやすさ、誤りなどについては第三者の目線から校正をおこなうこと。

## (4) 印刷・納品

### ①印刷について

発行部数：約 7,000 部

ページ数：50 ページ程度

サイズ：A4 版

紙 質：保存性、質が担保できる材質とすること。

印刷方法：全ページカラー印刷

### ②データの納品

次に示すものを冊子の納品と同時に納品すること。

- ・デジタルブックを作成するための PDF データ
- ・撮影した写真データ

※各データのファイル形式、バージョン等は、事前に本学担当者と確認すること。

### ③納品について

納品期限：（令和 9 年度版）2026 年 5 月 31 日

（令和 10 年度版）2027 年 5 月 31 日

（令和 11 年度版）2028 年 5 月 31 日

納品場所：本学が指定する場所

## 4 著作権

- (1) 受託者は、本業務の成果品(以下「成果品」という。)が第三者の著作権その他の権利を侵害していないことを保証し、万が一第三者からの権利侵害に関する訴えが生じた場合には、受託者の責において解決するものとする。
- (2) 成果品については、成果品に関する著作権(著作権法第 21 条から第 28 条に定めるすべての権利を含む。)及び所有権を含めて、全て本学に帰属するものとする。  
ただし、成果品に含まれる受託者が従来から権利を有している受注者固有の知識、技術に関する権利等については受託者に留保されるものとし、受託者がこれらを利用し成果品に類似した製品等を作成することを妨げない。
- (3) (2) において帰属した権利を保有した成果品(著作物)については、本学が本学の業務に

使用する場合において、受託者の承諾無く自由に使用できるものとする。

- (4) 受託者は、本学及び本学から正当に権利を取得した第三者に対し、著作権人格権(公表権、氏名表示権、同一性保持権)を行使しない。

## 5 その他

- (1) 委託業務に関する打ち合わせ、取材、写真撮影等にかかる費用(交通費を含む。)のほか、成果物納品にかかる梱包・運送等の費用は受託者の負担とする。
- (2) 業務の実施に当たっては、本学と十分に連絡・調整を行うとともに、本仕様書に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、本学と協議するものとする。
- (3) 当該業務の実施により知り得た個人情報について、漏えい等の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じるとともに、当該業務の目的以外の目的に利用し、または第三者に提供してはならない。
- (4) 本業務の遂行に当たっての再委託については、次のとおりとすること。
- ① 受託者は、本業務の全部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、一部の業務について、本学が書面によりあらかじめ承諾した時は、その限りではない。
  - ② 本学により再委託が承諾されたときは、受託者は再委託先に対して本業務に係る一切の義務を遵守させるものとする。
- (5) 受託者は業務実施過程で発生した障害や事故については、大小に関わらず本学に報告し指示を仰ぐとともに、早急に対応を行うものとする。
- (6) 本仕様書に定めのない事項であっても、本学が必要と認める軽微な事項については、受託者は、契約金額の範囲内で実施するものとする。
- (7) 業務完了後、その受託者側の要因による不具合が生じた場合は、本学と協議の上、修復に必要な措置を無償で講ずること。

## 周南公立大学大学案内構成項目（案）

以下の構成を基本とし、具体的な内容については提案に応じて本学と協議の上で決定する。

| 区分       | ページ数  | 内 容                |
|----------|-------|--------------------|
| 導入       | 1     | 表紙                 |
|          | 2     | 目次、沿革、学長メッセージ      |
|          | 4～6   | 学びの特徴（地域貢献、学生活動など） |
|          | 2     | 全学教育               |
| 学部紹介     | 2     | 学部学科 index         |
|          | 2～4   | 経済経営学部経済経営学科       |
|          | 2～4   | 人間健康科学部スポーツ健康科学科   |
|          | 2～4   | 人間健康科学部看護学科        |
|          | 2～4   | 人間健康科学部福祉学科        |
|          | 2～4   | 情報科学部情報科学科         |
|          | 2～4   | 大学院 情報科学研究科        |
| キャンパスライフ | 2～4   | 各種支援（留学、教員免許、奨学金）  |
|          | 2     | 進路                 |
|          | 2     | キャンパスマップ           |
|          | 2     | クラブ活動              |
|          | 2～4   | キャンパスライフ           |
|          | 1     | 入学者選抜について          |
|          | 1     | アクセス               |
| 裏表紙      | 1 ページ |                    |